

平成 30 年 9 月 6 日

職員の懲戒処分等について

地方公務員法等に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

1 処分対象者及び処分内容

所属	補職	年齢	性別	処分内容	処分理由	事案の概要
福祉部	臨時職員	27	男	懲戒解雇	多治見市臨時職員の雇用及び労働条件等に関する規則第 19 条第 1 項第 4 号	保育園教室内において、児童に対しわいせつな行為を行った容疑で逮捕され、平成 30 年 9 月 4 日起訴された。
福祉部	課長代理	45	男	戒告	地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号	上記について、管理者として適正に部下を管理する義務を怠った。

2 処分年月日

平成 30 年 9 月 6 日